

マニユライフ生命 ユニバーサルタイプ保険*1「マニユフレックス」「マニユメッド」の保障を強化 ～医療保障で日本初*2、タバコを吸わない方の保険料を割安に～

マニユライフ生命保険株式会社(代表執行役社長兼 CEO: ギャビン・ロビンソン、以下「マニユライフ生命」)は、ユニバーサルタイプ保険「マニユフレックス」および「マニユメッド」(両商品正式名称: 無配当利率感応型 10年ごと生存給付保険または無配当利率感応型 10年ごと連生生存給付保険)について、日本で初めて医療保障への非喫煙者保険料率導入を実現いたしました。同時に「介護保障特約」と「抗ガン剤治療特約」を新設し、プランライター・アドバイザー(PA: 自社営業職員)チャネルを通じて販売を開始いたしました。

マニユライフ生命は、常に時代に合った、革新的で魅力的な保障をお客様に提供するため、発売開始以来「マニユフレックス」(2001年10月発売開始)および「マニユメッド」(2003年7月発売開始)の保障や特約の内容を改良してまいりました。早くから死亡保障に非喫煙者保険料率を導入し、割安な保険料を提供してまいりましたが、今回、ユニバーサルタイプ保険の医療保障にも新たに取り入れました。

今回の改定のポイント

- 「死亡関係特約」に限定されていた非喫煙者保険料率を、「医療関係特約」「ガン関係特約」にも適用*3
 - タバコを吸わない方の保険料が、タバコを吸う方に適用される保険料よりも割安になります(特約の種類、保険期間、年齢、性別によっては割安にならないケースもあります)。非喫煙者保険料率は、過去1年以内に喫煙していないことなどが適用の条件となります(喫煙歴については告知に加え当社所定の検査を実施)。
- 「介護保障」、「抗ガン剤治療」に対する特約を新設
 - 介護保障特約 疾病または傷害を原因として、公的介護保険の要介護2以上に該当すると認定され、その効力が生じたとき、「介護一時金」をお支払いいたします。
 - 抗ガン剤治療特約 抗ガン剤治療およびホルモン剤治療を受けられたときに「抗ガン剤治療給付金」をお支払いいたします。
- 「医療関係特約」の自在性が更に向上
 - 医療保障の単独付加を可能にし(一部、単独付加ができない特約もあり*4)、保険金額・給付金額をお客様のニーズに合わせて自由に設定できます。

マニユライフ生命は、今後ともより一層多くのお客様のニーズにあった商品・サービスをお届けすることを目指し努力してまいります。

¹ ユニバーサルタイプ保険は、資産を形成しながらご自身やご家族のライフステージの変化に応じて保障内容を柔軟に見直すことができる保険です。

² ガン関係特約を除く。2015年1月1日時点、マニユライフ生命調べ。

³ 総合医療保障特約、退院特約、生活習慣病入院特約、手術給付金付ガン入院特約、ガン診断給付特約、抗ガン剤治療特約、ガン死亡保障特約に適用。

⁴ 退院特約、非喫煙者退院特約は、総合医療保障特約、もしくは非喫煙者総合医療保障特約を主特約としての契約で、単独の契約はできません。



マニユライフについて

マニユライフ生命は、マニユライフのグループ企業です。

マニユライフは、カナダに本拠を置く大手金融サービスグループです。主にカナダ、米国、アジアを中心に事業を展開し、カナダおよびアジア地域ではマニユライフとして、米国においてはジョン・ハンコックのブランドで事業を行っています。マニユライフは、お客様からの信頼と信用に支えられ、力強さに満ち、明日を切りひらく企業として、お客様のニーズにあったファイナンシャル・ソリューションを提供しています。また、職員、エージェンおよび販売パートナーの国際的なネットワークを通じて、数多くのお客さまに経済的保障や資産運用・形成のための商品・サービスをご提供し、機関投資家のお客さまには、資産運用サービスもご提供しています。

マニユライフ及びその子会社の管理運用資産は、2014年9月30日現在およそ6,330億カナダドル(5,910億米ドル)です。トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。詳細はウェブサイト(www.manulife.com)をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先

マニユライフ生命保険株式会社(www.manulife.co.jp)

広報担当 高橋美菜

電話: 042-442-7775



マニフレックス・マニメッド共通主契約



マニフレックスとマニメッドには、タバコを吸わない方のための専用特約があります。
非喫煙者保険料率が適用されるので、タバコを吸う方に適用される保険料よりも割安の保険料になります*1。

マニフレックス・マニメッド共通特約

マニフレックス特約



日本初*2 医療関係特約 ノンスモーカー割引

- 総合医療保障特約 (NEW)
- 退院特約 (NEW)
- 生活習慣病入院特約 (NEW)
- 女性疾病入院特約
- 重度疾病保障特約
- 特定損傷特約
- 先進医療特約
- 介護保障特約 (NEW)



- 手術給付金付ガン入院特約 (NEW)
- ガン診断給付特約 (NEW)
- 抗ガン剤治療特約 (NEW)
- ガン死亡保障特約 (NEW)
- ターミナルケア特約



- 定期保険特約 (NEW)
- 終身保険特約 (NEW)
- 家族収入保障特約 (NEW)
- 災害割増特約
- 傷害特約
- リビング・ニーズ特約

(NEW) 非喫煙者保険料率の適用が可能な特約

(NEW) 新設された特約

*1 非喫煙者保険料率は、過去1年以内に喫煙していないことなどが適用の条件となります(喫煙歴については告知に加え弊社所定の検査を実施させていただきます)。

*2 ガン関係特約を除く。2015年1月1日時点、マニライフ生命調べ。

医療関係特約

病気・ケガ・介護に備える保障



【入院給付金日額10,000円の場合】

ごんときにお支払いします	上記ご契約例のお支払額	給付金	お支払事由	お支払限度
入院・手術などを保障するベシッな特約 総合医療保障特約	病気やケガで入院したとき (日帰り入院から) 1日につき 10,000円	疾病入院給付金 災害入院給付金	疾病により入院をされ、その入院日数が1日以上のごとき 不慮の事故によりその事故の日を含めて180日以内に入院を開始し、その入院日数が1日以上のごとき	1入院:支払限度の型により 30日、60日、120日分 (ご契約時にお客様が選択) 通算:1,000日分 ※疾病入院給付金と災害入院給付金は重複してお支払いしません。
	手術を受けたとき 手術給付金A 1回につき 10万円 (入院給付金日額の10倍) 手術給付金B 1回につき 10万円 (入院給付金日額の10倍)	手術給付金A 手術給付金B	疾病または不慮の事故により所定の手術を受けられたとき 疾病または不慮の事故により公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を受けられたとき。ただし、次に該当するものを除きます。 ・創傷の処置 ・皮膚切開術 ・デブリドマン ・植歯手術 ・歯科手術(歯根端、下中介術) ・骨または関節の非腫瘍的または徒手的な整復術、整復固定術および運動術	支払限度はありません 支払限度はありません
	所定の集中治療を受けたとき 10万円 (入院給付金日額の10倍)	集中治療給付金	疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院中に公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表に次の算定対象として列挙されている集中治療室管理を受けられたとき ①救命救急入院科 ②特定集中治療室管理科 ③小児特定集中治療室管理科 ④新生児特定集中治療室管理科 ⑤総合周産期特定集中治療室管理科	入院1回につき1回
総合医療保障特約とあわせて付加できる特約 退院特約	5日以上入院後退院されたとき 基本退院給付金 5万円 (入院給付金日額の5倍)	基本退院給付金	総合医療保障特約の入院給付金が支払われる5日以上入院をした後、生存して退院されたとき	基本退院給付金および割増退院給付金の支払回数を合算して200回まで
	30日以上入院後退院されたとき 割増退院給付金 5万円 (入院給付金日額の5倍)	割増退院給付金	総合医療保障特約の入院給付金が支払われる30日以上入院をした後、生存して退院されたとき	

【生活習慣病入院給付金日額10,000円/女性疾病入院給付金日額10,000円の場合】

ごんときにお支払いします	上記ご契約例のお支払額	給付金	お支払事由	お支払限度
特定の病気による入院を保障する特約 生活習慣病入院特約 女性疾病入院特約	所定の生活習慣病で入院されたとき (日帰り入院から) 1日につき 10,000円	生活習慣病入院給付金	生活習慣病により入院をされ、その入院日数が1日以上のごとき	1入院:支払限度の型により 30日、60日、120日分 (ご契約時にお客様が選択) 通算:1,000日分
	所定の女性特定疾病で入院されたとき (日帰り入院から) 1日につき 10,000円	女性疾病入院給付金	女性特定疾病により入院をされ、その入院日数が1日以上のごとき	1入院:支払限度の型により 30日、60日、120日分 (ご契約時にお客様が選択) 通算:1,000日分

【重度疾病保険金額100万円/特定損傷給付金額10万円の場合】

ごんときにお支払いします	上記ご契約例のお支払額	保険金・給付金	お支払事由	お支払限度
重大な病気にかかったとき一時金を受け取れる特約 重度疾病保障特約	所定の重度疾病で所定の状態になられたとき 100万円	重度疾病保険金	参照 重度疾病保障特約のお支払事由については、5ページをご覧ください。	保険期間中1回
骨折などのケガを保障する特約 特定損傷特約	不慮の事故による骨折などのとき 10万円	特定損傷給付金	不慮の事故による特定損傷(骨折・関節脱臼・腱の断裂)に対する治療を、事故の日を含めて180日以内に受けられたとき	通算10回まで

注意 重度疾病保険金をお支払いした場合、重度疾病保障特約は消滅します。

ごんときにお支払いします	お支払額	給付金	お支払事由	お支払限度
健康保険が適用されない先進医療を保障する特約 先進医療特約	先進医療にかかる技術料相当額 5万円	先進医療給付金 先進医療見舞給付金	疾病または不慮の事故により先進医療による療養を受けられたとき 参照 先進医療については、6ページをご覧ください。	通算2,000万円まで 療養1回につき1回

【介護一時金300万円の場合】

ごんときにお支払いします	上記ご契約例のお支払額	給付金	お支払事由	お支払限度
公的介護保険と連動して要介護状態を保障する特約 介護保障特約	所定の要介護状態に該当されたとき 300万円	介護一時金	疾病または傷害を原因として、公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき 参照 公的介護保険の要介護認定については、6ページをご覧ください。	保険期間中1回

注意 ●介護一時金をお支払いした場合、介護保障特約は消滅します。 ●介護保障特約は、契約年齢41歳以上75歳以下の方がご契約いただけます。

ガン関係特約

ガンに備える保障

【ガン入院給付金日額10,000円 / ガン診断給付金額100万円の場合】

	こんなときにお支払いします	上記ご契約料のお支払額	給付金	お支払事由	お支払限度
ガン治療のための入院・手術・放射線治療等を保障する特約	手術給付金付ガン入院特約	ガンで入院されたとき 1日につき 10,000円 (日帰り入院から)	ガン入院給付金	ガン責任開始日*以後にガンにより入院されたとき	日数無制限
	ガン治療のために手術・放射線治療・温熱療法などを受けられたとき	1回につき 20万円 (ガン入院給付金日額の20倍)	ガン手術給付金	ガン責任開始日*以後にガンの治療のために所定の手術、放射線治療、温熱療法を受けられたとき	・手術は回数無制限 ・放射線療法、温熱療法は60日に1回
ガンと診断されたときに一時金をお支払いする特約	ガン診断給付特約	初めて悪性新生物と診断されたとき 100万円	悪性新生物診断給付金	ガン責任開始日*以後に、初めて悪性新生物と医師によって診断確定されたとき	1回限り
		2年経過以後に再発や転移などで入院されたとき 50万円 (ガン診断給付金額の50%)		初めて悪性新生物と診断確定された日または悪性新生物診断給付金の支払われたこととなった最終の入院開始日から2年を経過した日の翌日以後に診断確定された悪性新生物の治療を目的として入院したとき	回数無制限
		上皮内新生物と診断確定されたとき 50万円 (ガン診断給付金額の50%)	上皮内新生物診断給付金	ガン責任開始日*以後に、初めて上皮内新生物と医師によって診断確定されたとき	1回限り



「ガン診断給付特約」は「手術給付金付ガン入院特約」とあわせてご契約いただきます。単独でご契約いただくことはできません。

【抗ガン剤治療給付金額10万円の場合】

	こんなときにお支払いします	お支払額	給付金	お支払事由	お支払限度
抗ガン剤治療を保障する特約	抗ガン剤治療特約	抗ガン剤治療・ホルモン剤治療を受けたとき 1か月につき 10万円	抗ガン剤治療給付金	以下の全てを満たす抗ガン剤治療、ホルモン剤治療を受けたとき ①ガン責任開始日*以後に診断確定されたガンの治療を直接の目的とする抗ガン剤治療であること ②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により抗ガン剤にかかる薬剤料または処方箋料が算定されること	通算60月まで

【ガン死亡・高度障害保険金額100万円の場合】

	こんなときにお支払いします	上記ご契約料のお支払額	保険金	お支払事由
ガンによる死亡を保障する特約	ガン死亡保障特約	ガンで亡くなられたとき 100万円	ガン死亡・高度障害保険金	ガン責任開始日*以後に、ガンを直接の原因として死亡または高度障害状態に該当されたとき
ガン死亡保障特約とあわせて付加できる特約	ターミナルケア特約	ガンで余命6か月以内と判断されたとき ガン死亡保険金額のうち被保険者が指定した金額	ターミナルケア保険金	ガン責任開始日*以後に診断確定されたガンにより、余命6か月以内と判断されたとき

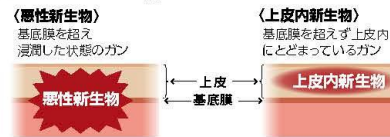


●ご契約者が法人の場合にはターミナルケア特約を付加できません。
●保険期間満了前1年以内(自動更新される場合を除きます)についてはターミナルケア保険金をお支払いしません。

上皮内ガン(上皮内新生物)について

- ガン関係特約は上皮内新生物を一般のガン(悪性新生物)と同様に保障いたします(ただし「ガン診断給付特約」は、上皮内新生物と悪性新生物とでは保障の内容が異なります)。
- 一方、医療関係特約の「重度疾病保障特約」は上皮内新生物を保障いたしませんのでご注意ください。

■「悪性新生物」と「上皮内新生物」の違い



*「ガン責任開始日」について

- ガン責任開始日とは、各特約の責任開始期(告知もしくは第1回保険料相当額の領収日のいずれか遅い時)の属する日からその日を含めて91日をいいます。
- ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合は、ガン関係特約の給付金・保険金はお支払いしません。

■責任開始期・ガン責任開始日の例

「総合医療保障特約」と「ガン関係特約」を同時にお申し込みいただき、第1回目の保険料を同時にお払いいただいた場合。

